

# 山梨県公報

第二千三百六十七号

平成二十五年

十一月十一日

月曜日

## 目次

### 公 告

- 平成二十五年毒物劇物取扱者試験の実施……………七二二
- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………七二二
- その他……………七二二
- 漁業法による水産動植物の取扱いの制限……………七二四

## 公 告

●平成二十五年毒物劇物取扱者試験の実施  
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八条第一項第三号の規定により、平成二十五年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。  
平成二十五年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 試験日時

平成二十六年二月八日(土) 午前十時から正午まで

### 二 試験場所

甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス

### 三 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
  - 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
  - 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 受験資格  
学歴、年齢及び性別を問わない。
- 五 試験の方法及び科目

### 1 筆記試験

(一) 毒物及び劇物に関する法規

### (二) 基礎化学

### (三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

### 2 実地試験

### 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

### 六 受験願書の提出方法

各保健福祉事務所(保健所(支所を含む。以下同じ。))に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課(甲府市丸の内一丁目六番一号)に提出すること。

### 七 受験願書の受付期間

平成二十六年一月六日(月) から同月十七日(金) までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月六日(月) から同月十日(金) までの消印のあるものを有効とする。

### 八 提出書類

### 1 受験願書

2 住民票(本籍が記載されたものであって、発行日から六月以内のものに限る。)

3 写真(出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄に貼り付けること。)

### 九 受験手数料

一万五百円(受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

### 十 合格者の発表

平成二十六年三月十一日(火) 午前十時に県庁東側及び県内各保健福祉事務所(保健所)の掲示板並びに山梨県福祉保健部衛生薬務課のホームページにおいて受験番号で発表する。また、合格者には合格証書を交付する。

### 十一 問い合わせ先

詳細に関しては、山梨県福祉保健部衛生薬務課(電話〇五五―二二三―一四九二)に問い合わせること。

### ● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十一日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
都留市法能字桜沢二二四八（次の図に示す部分に限る。）	安富賀明
都留市田野倉字柴窪三三四〇（次の図に示す部分に限る。）	磯田義廣
都留市戸沢字大平山一四三八	小林謙一
都留市戸沢字大平山一四三〇・一四四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	小林藤平
都留市大野字当作山一六七四（次の図に示す部分に限る。）	杉本繁三
都留市下谷字東御嶽二〇九五（次の図に示す部分に限る。）	専念寺
都留市大野字当作山一六七九（次の図に示す部分に限る。）	曾根勇二郎
都留市大野字当作山一六七七（次の図に示す部分に限る。）	大原新作
都留市井倉字生出山一一七二・一一七三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	長田宗右エ門
都留市田野倉字柴窪三三一七（次の図に示す部分に限る。）	田辺徳治郎

都留市上谷字沢久保一七四七の乙	尾崎義久
都留市大野字入山一六四九の四	青柳開平、天野善二郎、賤機喜三郎、大津巖、大津かつ、大津楯之亮、大津雙作、大津誠義、大津良三、大原仰善、大原博、荻窪朝次郎、荻窪潔、荻窪市太郎、荻窪宇右エ門、荻窪栄作、荻窪雄、荻窪勝章、荻窪源作、荻窪増藏、荻窪太左エ門、荻窪万清、荻窪良栄、奥脇菊藏、小俣喜一郎、小俣定吉、小俣定造、小俣佐太郎、小俣惣吉、小俣哲二、小俣徳二郎、小俣久一郎、小俣秀雄、小俣平吉、小俣藤藏、小俣松吉、小俣基則、小林愛之助、小林忠亮、小林毅、小林昇作、小林利徳、小林留作、重森国太郎、志村惣一郎、志村万吉、杉本音吉、杉本儀作、杉本義廣、杉本数馬、杉本刃太郎、杉本庸吉、杉本繁三、鈴木栄太郎、鈴木董太郎、鈴木正作、曾根市太郎、曾根亀吉、曾根民藏、曾根長平、曾根藤松、曾根勇二郎、高部康一、高部米吉、高部貞徳、高部太之甫、高部民也、高部亨、高部娥長、高部明吾、滝口新平、程原脩造、程原貴一、程原儀一、程原縣吉、程原幸造、程原重高、程原準一朗、程原原、程原正作、程原美江、程原由太郎、程原融二、安田寅吉、渡辺庸五郎

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年十月三日山梨県告示第三百十七号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
都留市朝日馬場字清水頭一九七五の二、一九七六の二	石亀ケサエ
都留市大野字菅野山一八〇一	吉澤武夫
都留市大幡字宮ノ沢三八九四・三九五八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	高部衛吉
都留市戸沢字廻り一二六二（次の図に示す部分に限る。）	志村角太郎

都留市大野字西指三三〇〇

小林隆平、大原毅

都留市大野字菅野山二七七六（次の図に示す部分に限る。）

小林實久

都留市玉川字打越八二二

星野ます

都留市朝日馬場字清水頭一九五六（次の図に示す部分に限る。）

清水昌三

都留市大野字当作山一八八〇の二

大原毅

都留市玉川字打越八二二

渡辺小四郎

都留市朝日馬場字赤道一八五六（次の図に示す部分に限る。）

渡辺信太郎

都留市大幡字丹保沢二二四九（次の図に示す部分に限る。）

武井永一

都留市大幡字丹保沢二二四八の内一・二二四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

武井太郎

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示  
平成二十五年十月三日山梨県告示第三百十八号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年十一月十一日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
都留市朝日馬場字鎌倉沢一六五四	小俣治郎
都留市大野字大入一四四二、一四九二の二	荻窪社
都留市大野字大入一四九四、一五二三、一五二四の三	荻窪庄一
都留市大野字細野山一四〇三（次の図に示す部分に限る。）	荻窪達
都留市朝日馬場字鎌倉沢一六五一（次の図に示す部分に限る。）	岩沢七造
都留市小野字西海戸一二九七、一二九九	宮沢庄左エ門
都留市朝日馬場字鎌倉沢一六五〇（次の図に示す部分に限る。）	根本明
都留市朝日馬場字鎌倉沢一六五一（次の図に示す部分に限る。）	小幡宗八
都留市大野字当作山一八四一の二、一八五五の二、一八五六の二	大原毅

都留市小野字丈ヶ原一五六の乙	大原博
都留市法能字大桑山一一八六の一	東光寺
都留市境字中曾根一〇六四	白井潤美
都留市大野字細野山一四〇七の一	鈴木達一

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
都留市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年十月三日山梨県告示第三百十九号

## その他の

### 山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、山梨県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり制限する。

平成二十五年十一月十一日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 平 山 公 明

一 指示の内容

1 放流の制限

山梨県内において、コイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

2 持出しの制限

山梨県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(一) 公的研究機関が試験研究の用に供する場合

(二) 採捕したコイのエラを除去した場合

(三) 漁業権に基づきコイが採捕されている漁場においてコイを採捕し、当該漁場の流域（山梨県内水面漁場管理委員会が別に指定する流域を除く。）内で食用に供する場合

二 指示の区域

山梨県内の公共用水面

三 指示の期間

平成二十五年十一月十七日から平成二十六年十一月十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番